

鈴鹿第7地域包括支援センターだより

皆さん、こんにちは。朝晩冷え込むようになりましてので、健康管理に努めましょう。

10月1日は『福祉用具の日』です！

福祉用具の協会により10月1日が『福祉用具の日』に制定されました。福祉用具とは高齢者や障害者の方々が自立した日常生活を送ることができるよう助ける用具、また身体の機能訓練のための用具のことです。介護保険制度では、高齢者の方々の日常生活を支える福祉用具を保険給付の対象としています。介護保険での福祉用具利用の方法は二通りあり、貸与(レンタル)または購入となります。

《福祉用具貸与(レンタル)サービス》

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。13品目の福祉用具をレンタルすることができます。

例えば・車いす、手すり、歩行器、
特殊寝台など

《福祉用具販売サービス》

入浴や排泄等に使用する福祉用具を指定業者で購入したとき、購入費が支給されます。

5品目の福祉用具が対象となっています。

例えば・腰掛便座、入浴補助用具など

介護保険サービスで福祉用具を利用する場合は、まず要介護認定を受ける必要があります。また認定後も利用に条件があったり、様々な手続きが必要となります。地域包括支援センターでは介護保険利用についての相談や申請手続き等のご支援をしています。お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

投資信託等の金融商品 その場ですぐに契約しないで

見守り

新鮮情報

離れて住む母が、預金口座のある銀行から投資信託等の金融商品を勧められ契約した。母は介護も受けず元気だが、金融商品には疎い。昔から付き合いのある銀行だからと信用していて、勧誘を受けると話を聞いてしまう。母の本音では預金のまま置いておきたかったようだ。

今後は勧誘を控えてほしい。

(当事者：80歳代女性)



《ひとこと助言》

◎投資信託等は預貯金とは異なり、元本が保証されたものではありません。確実に元本が保証される商品を希望する場合は契約を避けましょう。

◎昔から付き合いのある金融機関から勧められても、その場で契約せず、商品のリスクや仕組みを十分理解してから契約しましょう。また説明を受ける際には家族等に同席をお願いしましょう。

◎家族や周囲の人の見守りも大切です。日頃から高齢者とコミュニケーションを取り、生活等の変化に気付くことで、トラブルを防ぐことができます。離れて暮らしている場合は、帰省の際等に見慣れない書類や困っている様子がないか確認するようにしましょう。

■困ったときは鈴鹿亀山消費生活センター
(375-7611・消費ホットライン188)、
地域包括支援センターへご相談下さい。

ご相談・お問い合わせは

鈴鹿第7地域包括支援センター

住所：鈴鹿市南若松町1番地

電話 380-5280



〈スタッフ〉

主任ケアマネジャー 青島・伊藤
保健師 森重
社会福祉士 高畑・横地
ケアマネジャー 椎名・堀口・山本
事務員 片川

